

○国土交通省告示第八百九十三号

新潟空港の施設に変更を加えたいので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年十二月六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

一 設置者の氏名及び住所 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二 空港の名称及び位置 新潟空港 新潟県新潟市

三 変更しようとする事項（変更前の事項については、平成二年運輸省告示第八十六号、平成九年運輸省告示第四十九号及び平成十八年国土交通省告示第千三百九十九号を参照）

イ 着陸帯 B

範囲 第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区

域

ロ 誘導路

(1) 延長 三千七百三十一メートル

(2) 幅 十八メートル、二十三メートル、二十八・五メートル、二十九メートル及び三十メートル

ル

ハ 進入区域、進入表面及び転移表面

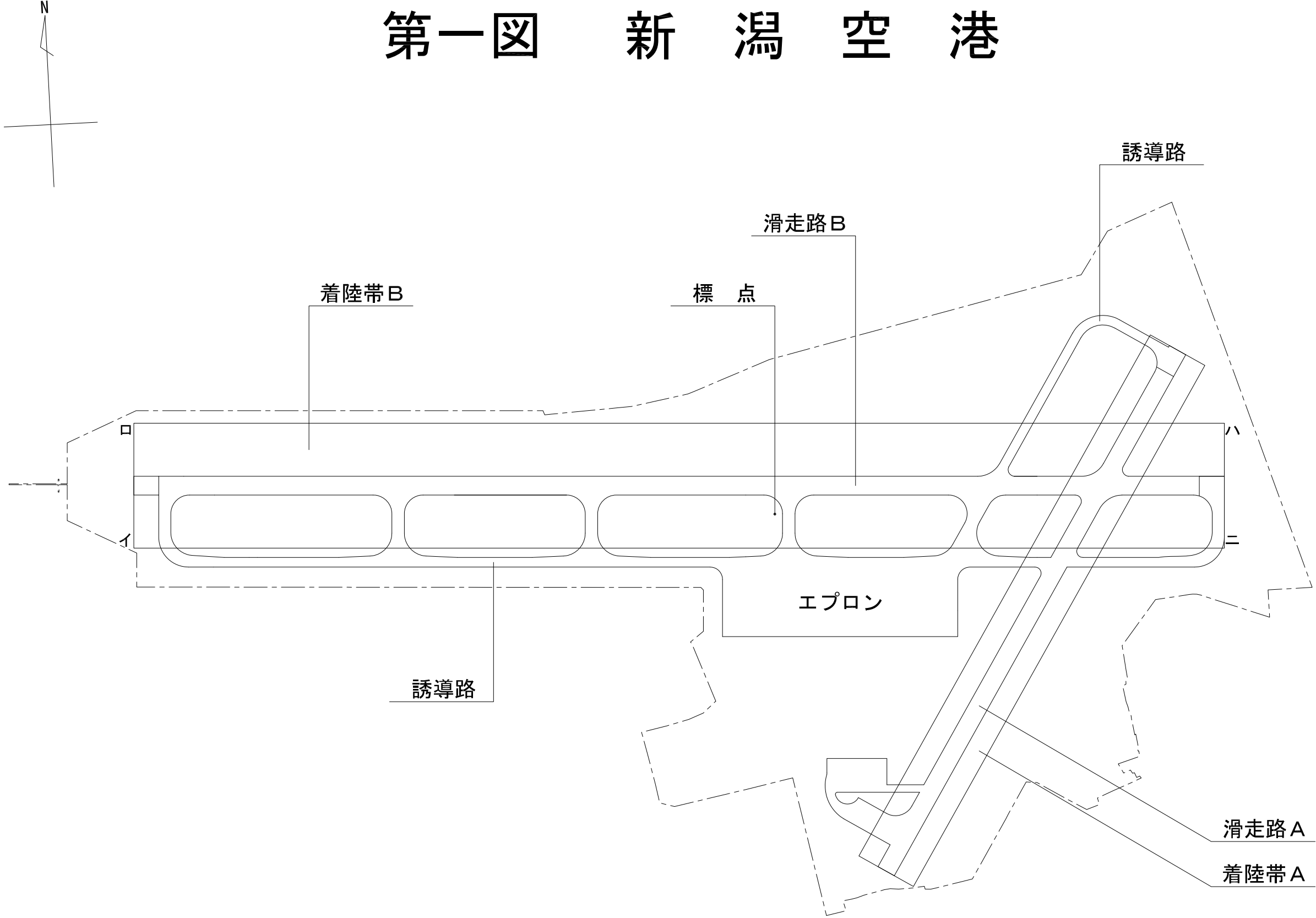
(1) 進入区域 第二図のうち、イ、ロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

(2) 進入表面 第二図のうち、着陸帯の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ五十分の一の勾配を有する平面であつて、その投影面が進入区域と一致するもの

(3) 転移表面 第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ'及びニチ'並びにロヘ'及びハト'）を含む平面及び着陸帯の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であつて、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角的な鉛直面との交線の水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

四 変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日 令和五年三月三十一日

第一図 新潟空港



0 500 1000m

第二図 新潟空港

